

○財務省告示第三百四十号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十九年十一月九日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。
平成二十九年十二月十二日

財務大臣 麻生 太郎

一	名称及び記号	利付国庫債券（五年）（第二百二十回及び第三百三十一回）及び利付国庫債券（二十年）（第四十七回、第四十八回及び第五十三回）
二	発行の根拠	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項
三	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行
四	発行方法	各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。
五	募入決定の方法	額面金額で二千九百九十七億円
六	発行額	額面金額で二千九百九十七億円
七	払込金額	三千二百十五億四千七百四十三万八千円
八	最低額面金	五万円

九	振替単位	の記載又は記録は、最低額と	す。整数倍の金額によるものと	平成十九年十一月九日	平均対象国債ごとの算式により	発行した金額	百円につき、次の算式により	出した金額
---	------	---------------	----------------	------------	----------------	--------	---------------	-------

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{1 + \left(\frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right) \times \text{残存年数}}$$

十二	利率	(別表のとおり)	募入決定の通知を受けた者は、	払込金額を加え、次の算式によ	り算出した金額を払込日に払	い込むものとす。	各発行国債の面額の利率の子に	各発行国債の面額の利率の子に	100 × 各発行国債の利率の子に	支規数(利子の支払期が発行日と	口(利子の支払期が発行日と)	第十号に規定する発行日後の各	発行国債の支払期において、次の	と、各支払期において、次の	算式により算出した金額を支払	う。ただし、支払した金額を休	日に支払う(償還期限に営業	日に支払う(償還期限に営業	同日に支払う(償還期限に営業	同(償還期限に営業	各行発對象國債の利率の額金額 × 各	各行發對象國債の利率の額金額 × 各
----	----	----------	----------------	----------------	---------------	----------	----------------	----------------	-------------------	-----------------	----------------	----------------	-----------------	---------------	----------------	----------------	---------------	---------------	----------------	-----------	--------------------	--------------------

十四 利子

（（利 第二付 五十年 三回） 庫債券 ）	（（利 第二付 四十年 八回） 庫債券 ）	（（利 第二付 四十年 七回） 庫債券 ）	（（利 回第五 百三十一 ） 年庫債券 ）	（（利 回第五 百二十三 ） 年庫債券 ）	名称及び記号
二・一 %	二・五 %	二・二 %	〇・一 %	〇・一 %	利率（年）
十年平 日十成 二三月 十二三	十年平 日十成 二三月 十二二	一年平 日九成 三月二十 二十二	日年平 三成三月 二十四	日年平 三成三月 二十二	償還期限
二十六 億円	二千億 円	六億七 十九 億円	二百二 億円	九十億 円	（発行 額面金額）

（別表）

二十 十九 十八 十七 十五
 払込期日 入札参加 払場所 元利金の支 象回国債の 各発行対 準とすの 入札の基 償還金額 償還期限
 平成二十九年十一月九日 財務大臣から通知を受けた者 日本銀行 値の単利回り と 参考統計表に 協会が発表した 九十年十一月七 銘柄毎の基準利 額面金額（別表 のとおり）
 日 本 銀 行 利 回 り と 掲 載 さ れ た 平 均 。